

徳島県賃上げ支援事業

徳島県では、時間給「**930円未満**」の従業員の賃金を「**980円以上**」に引き上げた中小企業等を対象に**一時金を支給**します！

支給対象事業者

県内に事業所を有する中小企業等(詳細は裏面に掲載)

※公益法人、協同組合、個人事業主(従業員1人以上雇用しているものに限る)も含む。

一時金の支給額

● 正規雇用労働者

▶ 1人当たり**5万円**

● 非正規雇用労働者

▶ 1人当たり**3万円**

(1事業者当たり**最大50万円**) ※1事業者:法人番号単位での申請

支給要件

①賃上げの対象時期

令和6年4月1日から令和6年11月1日まで
(改定後の賃金の支給が令和6年12月以降となったものを含む)
※対象時期に複数回の賃上げを行った場合も可

②賃上げ対象従業員

令和6年8月1日時点で、県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
ただし、非正規雇用労働者については、
週所定労働時間4時間以上(月所定労働時間18時間以上)であること。
なお、国の令和6年度キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の適用を受けた従業員又は受ける見込みの従業員は除く。

③賃上げ額

(ア)対象時期において、1時間当たりの賃金額「930円未満」の従業員の賃金を「980円以上」に引き上げていること。
(イ)引き上げ後、最低1か月以上の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

申請受付期間&申請方法

令和6年12月2日(月)～**令和7年4月30日(水)必着**

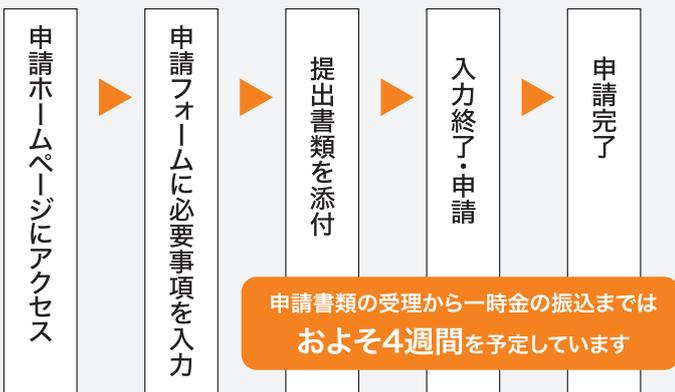
● ホームページからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください。



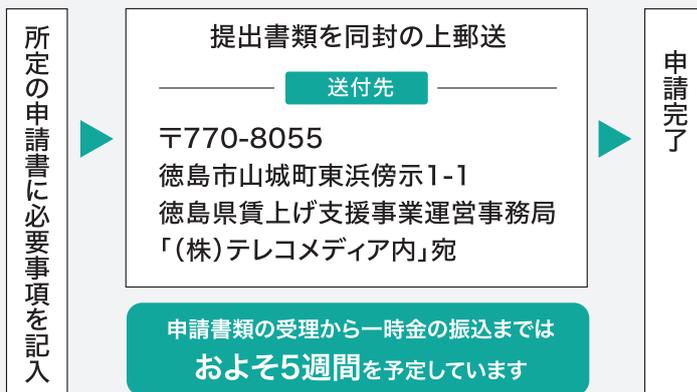
詳細は
ホームページを
ご確認ください。



■ ホームページからの申請の流れ



■ 郵送申請の流れ



一時金申請について

申請書類

- ① 徳島県賃上げ支援事業申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- ② 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ③ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④ 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)
- ⑤ 一時金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥ (法人のみ)履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)
- ⑦ (個人事業主のみ)直近の確定申告書(「青色申告」または「白色申告」)の写し
- ⑧ その他、知事が必要と認める書類



支給対象事業者(法人の場合)

次の項目すべてに該当する者

- 1: 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(※1)、協同組合等(※1)及び普通法人(※1)に該当。
- 2: 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- 3: 県内の事業所に常時使用する従業員(※2)を1人以上雇用していること
- 4: 徳島県税に未納がないこと。
- 5: 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- 6: 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- 7: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- 8: 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体、又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- 9: 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑦のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- ④ 徳島県および県内市町村の行政連携団体
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ⑥ みなし大企業(※3)
- ⑦ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者(※4)

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

※3 みなし大企業とは、以下①から⑤に該当する者とする。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ 上記①～③の中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の 業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※4 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者とは、次の①及び②の両方を満たさない法人

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること
- ② 常時使用する従業員の数が300人以下であること

支給対象事業者(個人事業主の場合)

次の項目すべてに該当する者

- 1: 徳島県内税務署へ開業届を提出している個人事業主。
- 2: 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記「支給対象事業者(法人の場合)」欄中3から9の全ての要件に該当するもの。

申請方法

● ホームページからの申請



● 申請書類のダウンロード(郵送用)



お問い合わせ

〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示1-1
徳島県賃上げ支援事業運営事務局「(株)テレコメディア内」
TEL:088-603-8060